

番 号  
年 月 日

様

鳥取県知事

印

体験の機会の場の不認定通知書

年 月 日付けで、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第3項の規定に基づき申請のあった体験の機会の場の認定については、同条第7項の規定に基づき、下記の理由により不認定としましたので通知します。

記

- 1 体験の機会の場の名称
- 2 体験の機会の場の所在地
- 3 不認定の理由

お知らせ この処分について不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鳥取県知事に対して異議申立てをすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。